

関税体系

2025年09月18日更新

1. 貨物の物流に基づく分類

輸入関税、輸出関税の区別がある。

2. 課税の計算基準に基づく分類

従価税、従量税、複合税がある。

3. 徴収目的に基づく分類

保護関税、財政関税がある。

保護関税は輸入関税の特定の政策目的および特殊形態である。1991年からは段階的に関税率を引き下げており、WTO加盟に伴い2002年1月1日より、平均関税率は従前の15.3%から2003年末の11%、2004年の10.4%、さらに2005年の9.9%に引き下げられ、2006年は9.9%を維持、2007年以降は9.8%、さらに2021年以降は7.4%、2023年には7.3%に引き下げられた。

4. 輸入関税

中国の輸入関税は「最惠国税率」「暫定税率」「協定税率」「特惠税率」「普通税率」に分類される。

国務院関税税則委員会が毎年『関税実施案』で各種税率の調整内容を発表する。また、すべての商品の関税率は『輸出入税則』（中国税關出版社各年版）で調べることができる。

『2025年関税調整方案』（2025年1月1日より実施）

（https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhangcefabu/202412/t20241227_3950708.htm）

『中華人民共和国関税法』および関連規定に基づき、『中華人民共和国輸出入税則（2025）』が公布された（2025年1月1日より実施）。

（https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhangcefabu/202412/t20241230_3950785.htm）

（1）最惠国税率

WTO加盟国、または中国と関税互恵協定を結んでいる国・地域からの輸入品に適用される。『輸出入税則』（2006年版）に基づき、2006年1月1日より143税目の最惠国税率が引き下げられた。2006年7月1日より、乗用車など42税目の最惠国税率が引き下げられた（うち乗用車、オフロード車、マイクロバスの完成車につき、税率は28%から25%に引き下げられる。車体、シャーシー、中・小排気量ガソリンエンジンなどの自動車部品につき、13.8～16.4%から10%に引き下げ）。また、『輸出入税則』（2007年版）に基づき、2007年1

中国 関税制度

月1日より44税目の最惠国税率が引き下げられた。『2008年関税実施案』に基づき、2008年1月1日より45税目の最惠国税率が引き下げられた。『2009年関税実施案』に基づき、2009年1月1日より5税目の最惠国税率が引き下げられた。『2010年関税実施案』に基づき、2010年1月1日より、6税目の最惠国税率が引き下げられた。これにより、中国がWTO加盟後の税率引き下げ約束をすべて果たし、2011年以降最惠国税率の引き下げはない。

情報技術製品に対し、2017年1月1日～6月30日の期間において、第1回最惠国税率の引き下げを引き続き実施し、7月1日より第2回の最惠国税率の引き下げを実施。

2018年関税調整方案（2018年1月1日より実施）に基づき、情報技術製品に対し、2018年7月1日より第3回の最惠国税率の引き下げを実施。

2019年関税調整方案（2019年1月1日より実施）に基づき、情報技術製品に対し、2019年7月1日より第4回の最惠国税率の引き下げを実施。

2020年輸入関税税率の調整方案（2020年1月1日より実施）に基づき、2020年1月1日より859項商品（関税輸入枠商品を除く）に対し、輸入暫定税率を実施し、2020年7月1日より、情報技術製品に対し、第5回の最惠国税率の引き下げを実施。

2020年7月1日より、原産地がキリバスである輸入貨物には『中華人民共和国輸出入税則（2020）』（税委会公告〔2019〕9号）により、最惠国税率が適用される。

2021年関税調整方案（2021年1月1日より実施）に基づき、情報技術製品に対し、2021年7月1日より第6回の最惠国税率の引き下げを実施。

2022年関税調整方案（2022年1月1日より実施）に基づき、2022年1月1日より、原産地がセーシェル、サントメ・プリンシペである輸入貨物には、最惠国税率が適用される。2022年7月1日より、情報技術製品に対して第7回の最惠国税率の引き下げを実施。

2023年関税調整方案（2023年1月1日より実施）に基づき、「中華人民共和国の世界貿易機関（WTO）加盟による関税譲許表修正案」附表に掲げられている情報技術協定（ITA）範囲拡大製品の最惠国税率に対し、第8回の税率引き下げを実施する。

2025年関税調整方案（2025年1月1日より実施）に基づき、2025年1月1日より、WTOへの承諾の範囲内において、一部の輸入シロップまたは砂糖入りプレミックス粉の最惠国税率の引き上げを実施する。また、原産地がコモロ連合の輸入貨物に対し、最惠国税率が適用される。

（2）暫定税率

最惠国税率が適用される国・地域の輸入商品を対象とし、『2015年関税実施方案』に基づき、燃料油など749税目の輸入商品について暫定税率が適用される。

2016年関税調整方案に基づき、787税目の輸入製品に対し、暫定税率が適用される。

『2017年関税調整方案』に基づき、2017年1月1日より822税目の輸入商品について暫定税率が適用される。2017年7月1日より805税目の輸入商品について暫定税率が適用される。

2018年関税調整方案（2018年1月1日より実施）に基づき、2018年1月1日より、948税目の輸入製品に対し、暫定税率が適用され、そのうち27税目の情報技術製品の輸入暫定税率が2018年6月30日まで実施される。

中国 関税制度

2019年関税調整方案（2019年1月1日より実施）に基づき、2019年1月1日より、706税目の輸入製品に対し、暫定税率が適用され、2019年7月1日より、14税目の情報技術製品の輸入暫定税率が取り消されたうえ、1税目の輸入暫定税率の適用範囲が縮小された。

2020年輸入暫定税率など調整方案（2020年1月1日より実施）に基づき、2020年1月1日より、859税目の商品（関税割当商品を含まない）に対し、暫定税率が適用され、2020年7月1日より、7税目の情報技術製品の輸入暫定税率が取り消された。

2021年関税調整方案（2021年1月1日より実施）に基づき、2021年1月1日より、883税目の商品（関税割当商品を含まない）に対し、暫定税率が適用され、2021年7月1日より、9税目の情報技術製品の輸入暫定税率が取り消された。

2022年関税調整方案（2022年1月1日より実施）に基づき、2022年1月1日より、954税目の輸入製品に対し、暫定税率が適用され、2022年7月1日より、7税目の情報技術製品の輸入暫定税率が取り消された。

2023年関税調整方案（2023年1月1日より実施）に基づき、2023年1月1日より、1,020の商品（関税割当商品は含まれない）に対し、最惠国税率より低い輸入暫定税率が実施され、7つの石炭製品に対する輸入暫定税率は、2023年3月31日まで実施され、2023年4月1日より、最惠国税率の実施が再開される。また、情報技術協定（ITA）範囲拡大製品1品目の輸入暫定税率は、2023年6月30日まで実施され、2023年7月1日より、最惠国税率が実施され、税率はゼロとなる。

2024年関税調整方案（2024年1月1日より実施）に基づき、2024年1月1日より、1,010の商品（関税割当商品は含まれない）に対し、輸入暫定税率が実施される。

2025年関税調整方案（2025年1月1日より実施）に基づき、2025年1月1日より、935の商品（関税割当商品は含まれない）に対し、輸入暫定税率が実施される。

（3）協定税率

中国と関連国・地域が締結した貿易や関税優遇協定に従い、関連国・地域からの輸入商品に協定税率が適用される。

①2015年に原産地が韓国、インド、スリランカ、バングラデシュ、ラオスである1,891税目の商品がアジア太平洋貿易協定税率に適用される。

②2015年に原産地がブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアである部分税目の商品が中国・ASEAN全面的経済協力枠組協定（ACFTA）税率に適用される。

③2015年に原産地がチリである7,347税目の商品が中国・チリ自由貿易協定税率に適用される。

④2015年に原産地がパキスタンである6,546税目の商品が中国・パキスタン自由貿易協定税率に適用される。

⑤2015年に原産地がニュージーランドである7,351税目の商品が中国・ニュージーランド自由貿易協定税率に適用される。

⑥2015年に原産地がシンガポールである2,794税目の商品が中国・シンガポール自由貿

中国 関税制度

易協定税率に適用される。

⑦2015年に原産地がペルーである7,124税目の商品が中国・ペルー自由貿易協定税率に適用される。

⑧2015年に原産地がコスタリカである7,320税目の商品が中国・コスタリカ自由貿易協定税率に適用される。

⑨2015年に原産地がスイスである7,110税目の商品が中国・スイス自由貿易協定税率に適用される。

⑩2015年に原産地がアイスランドである7,248税目の商品が中国・アイスランド自由貿易協定税率に適用される。

⑪2015年に原産地が香港、マカオでかつCEPA原産地標準を満たしたそれぞれ1,812、1,315税目の商品がゼロ関税に適用される。また、2015年7月1日より新たにそれぞれ3税目、4税目にゼロ関税優遇が適用されるようになった。2016年1月1日より新たにそれぞれ2税目にゼロ関税優遇が適用されるようになった。

香港原産地認定では、従価比率（香港原産の原料・組立て部品の価格、香港での人件費および製品開発支出価格の合計と輸出製品のFOB価格との比）が30%以上必要とされる。

CEPA（2012年4月1日改正実施）により、香港・マカオ原産地認定では、香港・マカオ輸出製品に使用された大陸原産の原材料または組立て部品は香港原産とされる。ただし、輸出製品の従価比率は30%以上、かつ大陸原産の原材料または組立て部品を計上しない場合、従価比率は15%以上と必要とされる。中国と香港、中国とマカオの双方は、原産地が相手国・地域である輸入貨物に対し、WTO規則に一致しない非関税措置を取らない。中国は原産地が香港・マカオである輸入貨物に対し関税割当管理を実施しない。また、双方は原産地が相手である輸入貨物に対し、アンチダンピングと相殺措置を取らない。また、『税關總署公告2016年第35号』（2016年7月1日より実施）により、香港・マカオから、ゼロ関税優遇が適用される一部の税目に原産地標準は変更されるようになった。

⑫2015年に原産地が台湾である622税目の商品对中国・台湾の海峡两岸経済協力枠組協定（ECFA）貨物貿易アーリーハーベスト計画協定税率が適用される。

台湾が大陸製品に対し輸出禁止・制限などの措置を実施し、海峡两岸経済協力枠組協定（ECFA）に違反したとして、『税委会公告2023年第9号公告』（2024年1月1日より実施）により、原産地が台湾であるプロピレン、パラキシレンなどの12税目の商品の輸入に対する協定税率の適用が停止された。

さらに、『税委会公告2024年第4号公告』（2024年6月15日より実施）により、原産地が台湾である潤滑油、基油など134税目の商品の輸入に対する協定税率の適用が停止された。

また、『税委会公告2024年第8号公告』（2024年9月25日より実施）により、原産地が台湾である一部の農産品の輸入に対する免税措置が停止された。

⑬2016年に原産地がアイスランドである27税目の商品、スイスである5,923税目の商品、コスタリカである247税目の商品、ペルーである1,802税目の商品、ニュージーランドである92税目の商品が関連国家、地域との自由貿易協定により、さらに減税される。

⑭『関税税則委員会による2017年関税調整方案に関する通知』に基づき、2017年1月1日

中国 関税制度

より、以下の取り扱いが実施されている。

中国とオーストラリア、パキスタン、スイス、コスタリカ、アイスランド、韓国、ニュージーランド、ペルーとの自由貿易協定および中国本土と香港・マカオとの間でそれぞれ締結されている経済貿易緊密化協定(CEPA)における一部の製品の協定税率がさらに引き下げられた。

中国とASEAN、チリ、シンガポールとの自由貿易協定、アジア太平洋貿易協定および中国・台湾の海峡两岸経済協力枠組協定(ECFA)における商品につき協定税率の実施が継続され、商品の範囲および税率の水準はいずれも据え置かれた。

⑯2021年より、原産地がモーリシャスである税目の商品に中国・モーリシャス自由貿易協定税率が適用される。

⑰2023年5月1日より、原産地がニカラグアである一部の商品に中国・ニカラグア自由貿易協定税率が適用される。

2019年関税調整方案に基づき、2019年1月1日より、以下の取り扱いが実施されている。

ニュージーランド、ペルー、コスタリカ、スイス、アイスランド、韓国、オーストラリア、ジョージアおよびアジア太平洋貿易協定に加盟する国家に対し、その協定税率がさらに引き下げられた。また、中国本土と香港・マカオとの間でそれぞれ締結されている経済貿易緊密化協定(CEPA)の物品貿易協議に基づき、一部特殊な製品を除き、原産地が香港・マカオの製品に対し、全面的にゼロ関税が適用される。

2020年関税調整方案に基づき、2020年1月1日より、ニュージーランド、ペルー、コスタリカ、スイス、アイスランド、シンガポール、オーストラリア、韓国、チリ、ジョージア、パキスタンおよびアジア太平洋貿易協定に加盟する国家に対し、その協定税率がさらに引き下げられた。

2021年関税調整方案に基づき、2021年1月1日より、モンゴルからの一部輸入品目に対してアジア太平洋貿易協定(APTA)に基づく関税率を適用。同じく1月1日からニュージーランド、スイス、オーストラリア、韓国など10カ国との間で、2国間の貿易協定またはAPTAに基づき、協定関税率をさらに引き下げた。

2022年関税調整方案に基づき、2022年1月1日より、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定および中国とカンボジアとの自由貿易協定の対象品目の関税率を引き下げた。

2023年関税調整方案に基づき、2023年1月1日より、下記内容が実施される。

1. 中国と関係する国・地域がすでに署名しつつ発効している自由貿易協定および特恵貿易協定に基づき、19の協定における、29の国・地域原産の一部の輸入貨物に対し、協定税率が実施される。

一、中国とニュージーランド、ペルー、コスタリカ、スイス、アイスランド、韓国、オーストラリア、パキスタン、モーリシャス、カンボジアとの自由貿易協定および「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)に従い、さらに税率が引き下げられる。関係規定に従い、中国-スイスの自由貿易協定は、2023年7月1日より、一部の情報技術協定(ITA)範囲拡大製品について、協定税率を引き下げる。

中国 関税制度

二、中国とASEAN、チリ、シンガポール、ジョージアとの自由貿易協定、ならびに中国本土と香港、マカオとの「経済緊密化協定」(CEPA)および「両岸経済協力枠組協議」(ECFA)はすでに税率引き下げを完了しており、協定税率が引き続き実施される。

三、アジア太平洋貿易協定(ATPA)は引き続き実施され、2023年7月1日より、一部の情報技術協定(ITA)範囲拡大製品について、協定税率が引き下げられる。

2. RCEP の関係規定および協定のインドネシアに対する発効状況に基づき、2023年1月2日より、インドネシア原産の一部の輸入貨物に対し、2023年にRCEPのASEAN加盟国に適用される協定税率が実施される。2023年6月2日より、フィリピン原産の一部の輸入貨物に対し、2023年にRCEPのASEAN加盟国に適用される協定税率が実施される。3. 最惠国税率が協定税率を下回るかまたは等しい場合において、協定に定めがあるときは、関連する協定の規定に従い、協定に定めがないときは、両者のうち低い方を適用する。

2024年関税調整方案に基づき、2024年1月1日より、下記内容が実施される。

1. 中国と関係する国・地域がすでに署名しあつ発効している自由貿易協定および特恵貿易協定に基づき、20の協定における、30の国・地域原産の一部の輸入貨物に対し、協定税率が実施される。

①中国とニュージーランド、ペルー、コスタリカ、スイス、アイスランド、韓国、オーストラリア、パキスタン、モーリシャス、カンボジアとの自由貿易協定および「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP)に従い、さらに税率が引き下げられる。

②中国とASEAN、チリ、シンガポール、ジョージアとの自由貿易協定、ならびに中国本土と香港、マカオとの「経済緊密化協定」(CEPA)などはすでに税率引き下げを完了しており、協定税率が引き続き実施される。

③アジア太平洋貿易協定(ATPA)は引き続き実施される。

④「両岸経済協力枠組協議」(ECFA)はすでに税率引き下げを完了しており、協定税率が引き続き実施されるが、「『両岸経済協力枠組協議』一部製品関税引き下げの中止に関する國務院関税則委員会の公告(税委会公告2023年第9号)」に係る貨物を除外する。

2. 「中華人民共和国政府とニカラグア共和国政府との自由貿易協定」により、ニカラグア原産の一部の輸入貨物に対し、協定の1年目の税率を実施する。中国とニカラグアとの自由貿易協定アーリーハーベスト関税譲許の引き下げを協定に組み込み同時に実施する。

3. 最惠国税率が協定税率を下回るかまたは等しい場合において、協定に定めがあるときは、関連する協定の規定に従い、協定に定めがないときは、両者のうち低い方を適用する。

2025年関税調整方案に基づき、2025年1月1日より、下記内容が実施される。

1. 中国と関係する国・地域がすでに署名しあつ発効している自由貿易協定および特恵貿易協定に基づき、23の協定における、33の国・地域原産の一部の輸入貨物に対し、協定税率が実施される。

①中国とニュージーランド、ペルー、コスタリカ、スイス、韓国、オーストラリア、パキスタン、モーリシャス、カンボジア、ニカラグア、エクアドル、セルビアとの自由貿易協定および「地域的な包括的経済連携協定」(RCEP協定)に従い、さらに税率が引き下げられる。

中国 関税制度

- ②中国とASEAN、チリ、シンガポール、ジョージア、アイスランドとの自由貿易協定、中国とホンジュラスの自由貿易協定アーリーハーベストならびに中国本土と香港、マカオとの「経済緊密化協定」(CEPA)、「両岸経済協力枠組協議」(ECFA)、アジア太平洋貿易協定(ATPA)などはすでに税率引き下げを完了しており、協定税率が引き続き実施される。
2. 「中華人民共和国政府とモルディブ共和国政府との自由貿易協定」により、モルディブ原産の一部の輸入貨物に対し、協定の1年目の税率を実施する。

(4) 特恵税率

中国と特殊な優遇関税協定を結んでいる国・地域に適用され、および国務院の関連規定に指定された国・地域に適用され、最惠国税率よりも優遇される特別措置。

2015年に原産地がバングラデシュ、ラオスである一部商品がアジア太平洋貿易協定の特恵税率に適用される。

2015年に原産地がエチオピア、ブルンジ、赤道ギニア、コンゴ民主共和国、ジブチ、ギニア、ギニアビサオ、レソト、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、南スーダン、シェラレオネ、セネガル、スーダン、ソマリア、タンザニア、ウガンダ、チャド、中央アフリカ、アフガニスタン、イエメン、バヌアツ計24カ国である97%税目の商品がゼロ関税特恵税率に適用される。

2015年に原産地がアンゴラ、ベナン、トーゴ、エリトリア、コモロ、リベリア、ルワンダ、ニジェール、ザンビア、東ティモール、カンボジア、ミャンマー、ネパール、サモア計14カ国である95%税目の商品がゼロ関税特恵税率に適用される。

2015年に原産地がモーリタニア、バングラデシュである60%税目の商品がゼロ関税特恵税率に適用される。

2015年11月19日、国務院関税税則委員会は『コモロ連合など8つの後発開発途上国に対する97%の税目製品に対してゼロ関税実施に関する通知』(税委会公告[2015]20号)を公布し、2015年12月10日より、コモロ連合、モーリタニア・イスラム共和国、トーゴ共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、アンゴラ共和国、ザンビア共和国、ネパール連邦民主共和国の8つの後発開発途上国を原産地とする97%の税目製品に対し、ゼロ関税を実施する。97%税目製品のゼロ関税待遇商品リストは、「国務院関税税則委員会2015年関税実施案に関する通知」(税委会[2014]32号)別表6に基づき実施する。

『国務院関税税則委員会による2017年関税調整方案に関する通知』に基づき、2017年1月1日より、後発開発途上国に対して特恵税率の実施が継続され、商品の範囲および税率の水準はいずれも据え置かれた。

2017年10月27日、国務院関税税則委員会は『ガンビア共和国およびサントメ・プリンシペ民主共和国の97%の税目製品に対するゼロ関税実施に関する通知』(税委会[2017]22号)を公布し、2017年12月1日より、ガンビア共和国およびサントメ・プリンシペ民主共和国を原産地とする97%の税目製品に対し、後発開発途上国ゼロ関税を実施する。97%税目製品のゼロ関税待遇商品リストは、「国務院関税税則委員会2017年関税実施案に関する通知」(税委員会[2016]31号)別表5に基づき実施する。

中国 関税制度

2018年5月22日、国務院関税税則委員会は『完成車および部品に係る輸入関税の引下げに関する公告』（税委会公告[2018]3号）を公布し、自動車完成車および自動車部品の輸入関税の大幅な引き下げを発表、2018年7月1日から実施。改正後、9座席以下の小型乗用車、大型/中型乗用車、車両重量5トン以下の軽トラックの税率は25%から15%に引き下げ、車両重量5トン以上のガソリントラック、車両重量5～20トンのディーゼルトラックの税率は20%から15%に引き下げた。車両部品に対し、大型乗用車/軽トラックの車体・その他部品、大型乗用車/クレーンのシャーシー、大型乗用車用の非駆動軸・部品、特殊用途自動車用その他部品、バンパー、変速機、ブレーキ、エアバッグ、ハンドル、サスペンション、クラッチおよび非道路用貨物ダンプカーのシャーシーは、改正後は均一の適用税率の6%が適用された。

2018年5月31日、国務院関税税則委員会は『日用消費財に係る輸入関税の引き下げに関する公告』（税委会公告[2018]4号）を公布し、2018年7月1日より、日用消費財1,449品目の輸入関税の引き下げを発表した。

アジア太平洋貿易協定に基づき、アジア太平洋貿易協定における特惠税率がさらに引き下げられた。

2020年輸入暫定税率など関税調整方案に基づき、赤道ギニアを除き、中国と外交関係を構築した最も発展していない国に対し、特惠税率が継続的に適用される。2020年1月1日より、赤道ギニアに対しゼロ関税の特惠税率適用が停止された。

バングラデシュとの交換文書に基づき、2020年7月1日から、原産地がバングラデシュである97%の税目製品に対し、ゼロ関税の特惠税率が適用される。ラオスとの合意文書に基づき、2020年12月1日から原産地がラオスである97%税目の製品に対し、ゼロ関税の特惠税率が適用される。

ソロモン諸島との交換文書に基づき、2021年2月1日から、原産地がソロモン諸島である商品の97%、約8,281の税目の商品に対し、ゼロ関税の特惠税率が適用される。

2021年12月13日、国務院関税税則委員会は「後発開発途上国の98%の税目製品に対しゼロ関税待遇を供与することに関する公告」（税委会公告〔2021〕8号）を発表し、中国が後発開発途上国の一の製品にゼロ関税待遇を与えることに関する約束に基づき、中国と国交がある後発開発途上国から中国への輸出品に対しゼロ関税待遇を受けられる製品の範囲を拡大し、後発開発途上国原産の98%の税目製品に対し、税率ゼロの特惠税率を適用する。

2022年7月22日、国務院関税税則委員会が「トーゴ等16カ国の製品のうち98%の税目に対するゼロ関税待遇を供与することに関する公告」（税則委員会公告2022年第8号）を発表し、2022年9月1日より、トーゴ、エリトリア、キリバス、ジブチ、ギニア、カンボジア、ラオス、ルワンダ、バングラデシュ、モザンビーク、ネパール、スーダン、ソロモン諸島、バヌアツ、チャドおよび中央アフリカ共和国の16カ国原産の輸入製品のうち98%の税目に対し輸入関税率をゼロとする特惠税率を適用するとした。対象となるのは税則委員会公告2021年第8号文書の附属書類において税率が0%とされている8,786税目である。

2022年11月2日、国務院関税税則委員会が「アフガニスタン等10カ国の製品のうち98%

中国 関税制度

の税目に対するゼロ関税待遇を供与することに関する公告」（税則委員会公告2022年第9号）を発表し、2022年12月1日より、アフガニスタン、ベナン、ブルキナファソ、ギニアビサウ、レソト、マラウイ、サントメ・プリンシペ、タンザニア、ウガンダおよびザンビアの10カ国原産の輸入製品のうち98%の税目に対し輸入関税率を0%とする特恵税率を適用するとした。対象となるのは税則委員会公告2021年第8号文書の附属書類において税率が0%とされている8,786税目である。

2023年関税調整方案に基づき、2023年1月1日より、中国と国交がありかつ交換公文の手続きを完了している44の後発開途上国に対しゼロ関税待遇を引き続き供与し、特恵税率を実施し、適用される商品の範囲および税率は変更せず維持される。

2023年2月18日、国務院関税税則委員会が「エチオピア等3カ国の製品のうち98%の税目に対するゼロ関税待遇を供与することに関する公告」（税則委員会公告2023年第2号）を発表し、2023年3月1日より、エチオピア、ブルンジ、ニジェール共和国の3カ国原産の輸入製品のうち98%の税目に対し輸入関税率を0%とする特恵税率を適用するとした。対象となるのは税則委員会公告2022年第12号文書の附属書類において「受益国LD」と表記されている8420税目、「受益国1LD1」と表記されている193税目、「受益国2LD2」と表記されている191税目、合計8804税目である。

2023年12月1日、国務院関税税則委員会は「アンゴラ共和国等6カ国の税目98%の製品にゼロ関税待遇を供与することに関する公告」（税委会公告2023年第8号）を発表し2023年12月25日より、アンゴラ共和国、ガンビア共和国、コンゴ民主共和国、マダガスカル共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国など6カ国原産の輸入製品の98%の税目（合計8,804税目）にゼロ関税優遇税率が適用される。

2024年関税調整方案に基づき、2024年1月1日より、中国と国交がありかつ交換公文の手続きを完了している43の後発開途上国に対しゼロ関税待遇を引き続き供与し、特恵税率を実施し、適用される商品の範囲および税率は変更せず維持される。バヌアツに対してはゼロ関税待遇を供与しない。

2024年9月12日に公布された税委会公告2024年第9号に基づき、国務院関税税則委員会は中国と国交がある後発開途上国（LDC）に対しその100%税目に対するゼロ関税待遇を引き続き供与し、特恵税率を実施し、適用される商品の範囲および税率を変更せず維持する。

2025年関税調整方案に基づき、2025年1月1日より、中国と国交がある43の後発開途上国の100%税目に対しゼロ関税待遇を引き続き供与し、特恵税率を適用し、適用される商品の範囲および税率を変更せず維持する。また、アジア太平洋貿易協定（APTA）および関係するASEAN加盟国との交換公文に基づき、原産地がバングラデシュ、ラオス、カンボジア、ミャンマーの一部の輸入貨物に対し、特恵税率を実施する。

（5）普通税率

上述の区分に当たらない国・地域からの輸入品に適用される。

(6) 対米追加関税

2025年2月1日、「国務院関税税則委員会による米国原産の一部の輸入商品への関税追加に関する公告」（税委会公告2025年第1号）に基づき、2025年2月10日より、原産地が米国である石炭、液体ガスに15%の関税を追加し、原油、農業機械、大排量自動車、ピックアップトラックに10%の関税が追加される。

2025年3月4日、「国務院関税税則委員会による米国原産の一部の輸入商品への関税追加に関する公告」（税委会公告2025年第2号）に基づき、2025年3月10日より、原産地が米国である鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花に15%の関税を追加し、モロコシ、大豆、豚肉、牛肉、水産物、果物、野菜、乳製品に10%の関税が追加される。米国原産の上記輸入商品に対しては、現行適用関税税率を基礎として、それぞれ各品目に該当する関税が追加され、現行の保税政策および減免税政策は変更されず、今回追加される関税は減免対象外となる。

2025年4月4日、「国務院関税税則委員会による米国原産の一部の輸入商品への関税追加に関する公告」（税委会公告2025年第4号）に基づき、2025年4月10日より、米国原産のすべての輸入商品に対して、現行適用関税税率を基礎として、34%の関税を追加した。現行の保税制度および減免税措置は変更されず、今回追加される関税は減免対象外となる。

2025年4月9日、「国務院関税税則委員会による米国原産の一部の輸入商品への関税追加に関する公告」（税委会公告2025年第5号）に基づき、2025年4月10日より、米国原産のすべての輸入商品に対する追加関税税率が、34%から84%へ引き上げとなる。

2025年4月11日、「国務院関税税則委員会による米国原産の輸入商品に対する追加関税措置の調整に関する公告」（税委会公告2025年第6号）に基づき、2025年4月12日より、米国原産のすべての輸入商品に対する追加関税税率が、84%から125%へ引き上げとなる。

2025年5月13日、「国務院関税税則委員会による米国原産の輸入商品に対する追加関税措置の調整に関する公告」（税委会公告2025年第7号）に基づき、「国務院関税税則委員会による米国原産の一部の輸入商品への関税追加に関する公告」（税委会公告2025年第4号）で規定される追加関税税率は、34%から10%に調整され、90日間は対米追加関税税率24%の実施を一時停止するとともに、「国務院関税税則委員会による米国原産の一部の輸入商品への関税追加に関する公告」（税委会公告2025年第5号）および「国務院関税税則委員会による米国原産の輸入商品に対する追加関税措置の調整に関する公告」（税委会公告2025年第6号）で規定される追加関税措置の実施を停止する。

5. 輸出関税

一部の輸出商品が輸出関税を徴収される。輸出関税は「暫定輸出税率」「特別輸出税率」「普通輸出税率」に分類される。

『外商投資企業の輸出課税商品の輸出関税課税問題に関する公告』（税關總署2007年第61号公告）によると、法律法規で明確に輸出関税の免除が規定されている商品を除き、外

中国 関税制度

商投資企業の輸出課税商品は一律輸出関税を課税される。

2005年6月10日より、CEPA枠組みの下で、香港・マカオから中国大陸に加工が発注されたOPA (Outward Processing Arrangements) の紡績品が、中国大陸で簡単に加工してからまた香港・マカオに輸出される場合、関連証明書によって輸出関税が免除される。

2015年1月1日より、関税実施方案に基づき、石炭、石油原油、化学肥料、鉄合金などの商品が引き続き輸出暫定税率で課税される。

2016年1月1日より、関税実施方案に基づき、高純度銑鉄などの商品の輸出関税を引き下げ、リン酸などの商品に対しては輸出関税が課されない。

2017年1月1日より、関税調整方案に基づき、213税目の輸出商品に対し輸出関税が課税される。そのうち50税目の輸出商品の暫定税率はゼロである。

2018年1月1日より、関税調整方案に基づき、フェロクロムなど202税目の輸出商品に対し輸出関税が課税されるか、輸出暫定税率が適用される。

2019年1月1日より、関税調整方案に基づき、108税目の輸出商品に対し輸出関税が課税されるか、または輸出暫定税率が適用される。また、94税目の輸出商品の暫定税率が取り消される。

2020年1月1日より、関税調整方案に基づき、107税目の輸出商品に対し輸出関税が課税され、輸出税率または暫定税率が適用される。課税される商品の範囲と税率は変わらない。

2021年1月1日より、関税調整方案に基づき、106税目の輸出商品に対し輸出関税が課税され、輸出税率または暫定税率が適用される。徴収される商品の範囲と税率は変わらない。

2022年1月1日より、関税調整方案に基づき、106税目の輸出商品に対し輸出関税が課税され、輸出税率または暫定税率が適用される。また、黄リン以外のその他リン、粗銅の商品の輸出関税が引き上げられる。

2023年1月1日より、関税調整方案に基づき、引き続きフェロクロム等106の商品に対し輸出関税が課され、アルミニウムおよび一部のアルミニウム合金の輸出関税率が引き上げられる。

2024年1月1日より、関税調整方案に基づき、引き続きフェロクロム等107の商品に対し輸出関税が課され、そのうちの68税目の輸出商品に対し、輸出暫定税率を実施する。

2025年1月1日より、関税調整方案に基づき、引き続きフェロクロム等107の商品に対し輸出関税が課され、そのうちの68税目の輸出商品に対し、輸出暫定税率を実施する。

6. 加工貿易に対する関税措置

『加工貿易の輸出課税商品の輸出関税徴収の関連問題に関する公告』(2003年5月1日より実施)により、加工貿易の輸出課税商品は、すべて輸入材料

で加工した場合、輸出関税が課されない。国産の材料で加工した部分がある場合、国産材料の比率で輸出関税が課される。

『「税関による加工貿易貨物の監督管理弁法」の改正に関する決定（二）』(2010年12月5日より実施)により、税関の許可を経て、加工貿易の輸入材料に保税監督を実施する場合、加工製品輸出後、税関は査定した実際の加工再輸出量に基づきネッティングする。

中国 関税制度

輸入の際に課税した場合、加工製品輸出後、税関は査定した実際の加工再輸出量に基づき税金を還付する。

『税関による加工貿易貨物の監督管理弁法』（2014年3月12日より実施）により、加工貿易の輸入材料に保税監督を実施する場合、加工製品輸出後、税関は査定した実際の加工再輸出量に基づき税金をネッティングする。

加工貿易の輸入材料が関連規定に基づき、輸入時に徴税され、加工製品輸出後、税関は査定した実際の加工再輸出量に基づき税金を還付する。

加工貿易の輸出製品に輸出関税が徴税される必要がある場合、税関は関連規定に基づき、輸出関税を徴収する。

商務部・税関総署公告2016年第45号（2016年9月1日より実施）により、税関特殊監督管理区域外の加工貿易保税輸入部材または完成品を国内販売に変更する必要がある場合、税関は法律に従い税金と延滞利息を徴収する。

『2022年における、加工貿易企業の国内向け販売にかかる税金の納税猶予による利子税徴収の一時免除に関する公告』（2022年1月1日より実施）により、加工貿易の発展を支援し、企業の困難を軽減するため、2022年1月1日から2022年12月31日まで（企業が国内向け販売について申告した時間を基準とする）、企業が国内向けに加工貿易貨物を販売する場合については、国内向け販売にかかる税金の延滞利息の徴収を一時的に免除する。

7. その他の関税措置

- ・アンチダンピング税（AD税）：徴収期限は5年を超えないものとする。
- ・相殺措置税（反補助金税）：徴収期限は5年を超えないものとする。
- ・特別関税（セーフガード）：WTO協定で認められる緊急輸入規制措置。臨時特別関税が200日を超えないものとする。調査の最終裁定により、特別関税または数量規制が課される。セーフガードの期限は4年を超えないものとする。
- ・特別セーフガード（SSG）：協定で関税化された農産物だけに適用され、定められた基準を超えた輸入の急増や輸入価格の低落時に自動的に発動することができる。
- ・情報技術協定（ITA）税率：15種の商品が適用される。ITA税率に適用されるかどうか、企業所在地の税關にて認定が必要。